

平成28年第1回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成28年3月2日提出

目 次

報告第1号	工事請負契約の変更について（学校体育館天井等改修工事（その1））	1
報告第2号	工事請負契約の変更について（学校体育館天井等改修工事（その2））	3

報告第1号

工事請負契約の変更について（学校体育館天井等改修工事（その1））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 2 月 26 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（学校体育館天井等改修工事（その 1））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 学校体育館天井等改修工事（その 1）
- 2 路線等の名称 東浦町立藤江小学校、生路小学校及び片葩小学校
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町地内
- 4 契 約 金 額 変更前 69,228,000 円
変更後 69,562,800 円
(334,800 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字上之山 122 番地の 2
株式会社竹内組
代表取締役 竹 内 和 男
- 6 変 更 理 由
自動火災報知器の感度を高めることにより防火機能の強化を図るため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第2号

工事請負契約の変更について（学校体育館天井等改修工事（その2））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月2日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 2 月 26 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（学校体育館天井等改修工事（その 2））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 学校体育館天井等改修工事（その 2）
- 2 路線等の名称 東浦町立石浜西小学校、緒川小学校及び森岡小学校
- 3 工事場所 知多郡東浦町地内
- 4 契約金額 変更前 70,308,000 円
変更後 72,468,000 円
(2,160,000 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長 坂 勝 之
- 6 変更理由
瞬時に点灯する照明器具を設置することにより暗転後の移動の安全を確保するため、工事請負契約の変更をするものである。